# 千歳市交通安全教育施設

# 管　理　業　務　仕　様　書

千歳市市民環境部市民生活課

# 目　　次

第１　目的
第２　施設の概要
第３　指定期間
第４　管理運営に関する基本的な考え方
第５　業務の範囲に関する事項
第６　管理基準に関する事項
第７　運営基準に関する事項
第８　業務体制の基準に関する事項
第９　管理に要する経費等について
第10　備品等の貸与に関する事項
第11　立入検査
第12　法令等の遵守
第13　指定期間満了後の引継ぎに関する事項
第14　その他の事項
第15　参考資料
別紙 1　交通安全教育施設年間管理業務
別紙 2　交通安全教育施設日常管理業務
別紙 3　千歳市等の事業･行事等に関する協働業務
別紙 4　交通安全教育施設年間利用者数
別紙 5　電力契約及び使用実績
別紙 6　交通安全教育施設備品一覧表
別紙 7　概要図

# 千歳市交通安全教育施設管理業務仕様書

## 第１　目的

本仕様書は、千歳市交通安全教育施設（以下「交通教育施設」という。）の管理運営について、指定管理者が行う業務の範囲及び内容等を定めることを目的とする。

## 第２　施設の概要

(1)　名　　称　千歳市交通安全教育施設
(2)　場　　所　千歳市花園１丁目28番地
(3)　施設規模　敷地面積　20,626.78㎡
　　管理棟構造　軽量鉄骨造２階建　101.25㎡
(4)　施設内容　コース延長864m
　　（5m幅員＝544m、4m幅員＝148m、2m幅員＝172m）
　　信号機６基、交通規制標識92個所、乗物、保管庫、水飲み場、野外トイレ

## 第３　指定期間

平成29年４月１日から平成34年３月31日まで

## 第４　管理運営に関する基本的な考え方

交通教育施設は昭和54年４月に開設して以来、千歳市における交通安全教育活動の拠点施設として、児童等が交通知識及び交通道徳のかん養を図るとともに、市民に憩いの場を提供し、市民の福祉の増進に寄与することを目的として、多くの市民に利用されている。

運営管理に関して、市民が利用する交通安全教育活動の拠点施設としての機能を維持し、市民が活用しやすい施設としていくことを基本とするとともに、次の点に留意するものとします。

(1)　施設を活用した千歳市が行う交通安全教室などの啓発活動への協力に努めること。
(2)　独自事業を行うなど、施設の利用促進に繋がる取組みに努めること。
(3)　地域住民や利用者のニーズを把握し、サービスの向上に努めること。
(4)　来園者には親切丁寧に接すること。
(5)　公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。
(6)　利用者の安全を確保し、事故防止対策に努めること。
(7)　施設設備及び整備の維持管理を適切に行うこと。
(8)　効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めること。

## 第５　業務の範囲に関する事項

業務の内容は次に掲げるものとする。

(1)　来園者の人数確認
(2)　開設期間の管理人配置（午前９時から午後５時）

(3)　閉設期間の定期巡回点検(２週間に１回程度)

(4)　交通教育施設の清掃整理業務（管理棟を含む）

ア　トイレ清掃（野外トイレ３基の清掃と消毒を行う）

イ　施設内のゴミ清掃（交通安全教育施設図に示す、敷地内全域 20,626.78㎡ の紙くず等を開設日に毎日行う）

ウ　管理棟１階の収納庫の整理整頓（開設日に毎日行う）

エ　管理棟２階の清掃は不要

(5)　ゴーカート及び自転車の貸出準備、収納等

(6)　使用時間外の信号機及び管理棟の電気消灯確認

(7)　管理棟、信号機の施錠の確認

(8)　給水栓止水状況の確認

(9)　樹木の剪定業務

千歳市の指示により年１回６月に実施（施設区域外に伸びた樹木の剪定及び模擬道路等の利用に支障をきたす小枝の剪定「高さ３ｍを確保」）

(10)　花壇整備

花壇整備は５月末日まで（花苗300株）

(11)　施設敷地内及び周辺の清掃及び落葉処理

施設の環境及び景観保持のため年４回施設内の清掃を概ね次の日程により実施すること。

１回目: ５月上旬から中旬

２回目: ７月上旬から中旬

３回目: ９月上旬から中旬

４回目:10月下旬から11月中旬

(12)　草刈業務

緑地の草刈りを６月中旬と９月中旬に実施すること。

(13)　修繕業務

ア　施設の修繕等については、原則として、１件につき５万円（消費税及び地方消費税を含めない。）以上のものについては、千歳市の費用と責任において実施するものとし、１件につき５万円（消費税及び地方消費税を含めない。）未満のものについては、千歳市の承認を受けて、指定管理者の費用と責任において実施するものとします。

なお、千歳市の行う修繕等は、予算の範囲内で可能なものとなります。

イ　修繕等により生じた更新施設等は、すべて千歳市に帰属するものとします。

(14)　独自事業

指定管理者は市民サービスの向上に繋がると判断される場合は、千歳市の承認を得て、自らの負担で施設改修やイベント等を行うことができる。

ただし、改修施設は、指定管理者の指定期間満了時には、原則として現状に復す

るものとするが、千歳市と協議により、千歳市に帰属することができるものとする。

第６　管理基準に関する事項

(1)　開設期間

５月１日から10月31日まで

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、千歳市の承認を得て、臨時に開設、開設期間の延長、又は短縮することができます。

(2)　開場時間

午前９時から午後５時まで

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、千歳市の承認を得て、臨時に開場時間の延長、又は短縮することができます。

(3)　休日

毎週月曜日（この日が休日に当たる場合は、休日の翌日）

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、千歳市の承認を得て休日に開設し、又は開設日に休止することができます。

(4)　施設利用に関する業務

ア　市民が施設を利用するに当り、必要な助言等を行うこと。

イ　電話による問合せや、施設の視察・見学等に対応すること。

ウ　施設の利用件数・利用者数等の統計記録を作成すること。

エ　千歳市が主催･共催又は千歳市が認めた事業に利用する場合は、利用申込みを優先的に受け付けること。

(5)　障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止等

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）が定める義務を遵守し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障がい者から何らかの配慮を求める意思表示があった場合には、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと。

(6)　危機管理

自然災害、人為災害、事故及び自ら原因者・発生源になった場合などあらゆる緊急事態、非常事態及び不測の事態に備え、危機管理体制を築くとともに、危機管理マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を実施し記録すること。

また、指定管理者の過失等により千歳市又は施設利用者に損害を与えたときの賠償責任に対処するため、施設及び施設利用者に係る適切な賠償責任保険に加入すること。

(7)　利用等の制限

指定管理者は、施設の管理上適当でないと認める者に対し、施設の利用をさせず、又はその利用を中止させることができる。

(8)　販売行為の禁止

指定管理者の承認を受けた者以外は、施設及びその敷地内において物品の販売、

寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

第７　運営基準に関する事項

(1)　事業計画（年次計画）

指定管理者は、毎年度、千歳市が指定する日までに翌年度分の事業計画書を提出し、千歳市の確認を得なければならない。

(2)　事業報告（年次報告）

指定管理者は、千歳市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の規定により次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、毎年度終了後30日以内に千歳市に提出しなければならない。

ア　業務の実施状況及び施設の利用状況

イ　管理に係る経費の収支状況

ウ　その他、千歳市が必要と認める事項

(3)　定期報告（月例報告）

指定管理者は、業務の実施状況、利用状況等について月例報告書を作成し、翌月５日以内に千歳市に提出しなれければならない。

(4)　個人情報の取扱いに関する事項

個人情報とは、特定の個人を識別することの情報で、氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、写真などのほか、財産、病歴等を組み合わせることで個人を特定できる情報を含むものであり、指定管理を通じて取得したこれらの情報の取扱いについては、次の事項を遵守しなければならない。

ア　指定管理者は、千歳市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

イ　指定管理者及び指定管理業務に従事する者は、当該業務の実施に関して保有する情報及び当該業務の実施によって知り得た個人情報について、外部へ漏らし又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了又は指定を取り消された後においても同様とする。

(5)　情報公開

指定管理者の業務は千歳市情報公開条例の適用を受けることから、指定管理者の職員が職務上作成し又は取得した文書など、指定管理者が管理している情報については、公開に必要な措置を講ずること。

また、公開請求があった場合は、速やかに応じること。

(6)　千歳市環境マネジメントシステムの遵守

千歳市は環境マネジメントシステムを構築し、職員一人ひとりが環境配慮活動により、自然環境の保全と環境汚染の未然防止に努めており、交通安全教育施設においてもこれに準じた行動をとらなければならない。

(7)　モニタリング

指定管理者は、「千歳市指定管理者モニタリング指針」に定める利用者アンケート調査等、指定管理者が行う事項を実施するとともに、千歳市が行う評価に協力しなければならない。

また、評価結果に基づき改善指導勧告等があった場合もこれに従わなければならない。

第８　業務体制の基準に関する事項

施設の安全で効果的･効率的な管理運営を図るため、次のとおり職員を配置すること。なお、配置にあたっては、労働基準法等関係法令を遵守すること。

(1)　５月から10月までの開場期間は、管理人を１名以上配置すること。

(2)　11月から４月までの閉場期間は、２週間につき１回１時間程度、公園内及び管理棟等の点検を行うこと。

第９　管理に要する経費等について

(1)　事務費等

指定管理者の予算内で執行すること。

(2)　管理費

電気、ガス、水道、電話などの公共料金については指定管理者が名義変更のうえ支払うこと。名義変更等に係る費用については、指定管理者が負担すること。

(3)　電気料金

新電力の導入など経費節減に向けた検証を行い、積算すること。

(4)　協定書締結

協定の締結に必要な収入印紙は、指定管理者が負担すること。

第10　備品等の貸与に関する事項

(1)　指定管理者は千歳市の会計事務処理のため、千歳市会計規則第124条及び第125条の規定に準じて備品台帳を備え、毎年度、調整すること。

(2)　千歳市の備品台帳は別表「交通教育施設備品一覧表」のとおりであり、備品台帳に掲載されている備品の全部を貸与する。

(3)　千歳市が貸与する備品等は、指定期間中無償で貸与する。

指定管理者は指定期間中、備品等を常に良好に管理するものとし、故意又は過失により備品等を滅失又は毀損した場合は賠償するものとする。

(4)　備品等が経年劣化等により使用できなくなった場合は、千歳市と協議により、千歳市の負担で当該備品を購入又は調達する。

(5)　管理運営業務に使用する備品等については、自己の負担により購入又は調達することができる。

(6)　指定期間が満了したときは、千歳市が貸与した備品等については、千歳市又は千歳市が指定する者に引き継ぐ。

また、指定管理者が任意により購入又は調達した備品等については、原則として指定管理者の負担で撤去する。

ただし、千歳市と協議により千歳市又は千歳市が指定する者に引き継ぐことができる。

第11　立入検査

千歳市は必要に応じて、施設、備品、管理運営に係る各種帳簿等の現地調査を行うことができる。

第12　法令等の遵守

施設の管理にあたっては、本仕様書のほか、（１)～（４）に掲げる法令等に基づいて行うこと。

(1)　千歳市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
(2)　千歳市個人情報保護条例
(3)　千歳市交通安全教育施設設置条例
(4)　千歳市交通安全教育施設設置条例施行規則

第13　指定期間満了後の引継ぎに関する事項

指定管理者は、指定期間終了時又はその他の理由により管理を終了する場合は、新たな指定管理者が行う管理運営業務に支障の生じないように、円滑かつ誠実に引継ぎを行わなければならない。

第14　その他の事項

指定管理者はこの仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、千歳市と協議し決定すること。

第15　参考資料

別紙 1　交通安全教育施設年間管理業務
別紙 2　交通安全教育施設日常管理業務
別紙 3　千歳市等の事業･行事等に関する協働業務
別紙 4　交通安全教育施設年間利用者数
別紙 5　電力契約及び使用実績
別紙 6　交通安全教育施設備品一覧表
別紙 7　概要図

別紙１

# 交通安全教育施設年間管理業務

| 業務項目 | 業務内容 | 備考 |
|---|---|---|
| 交通安全教育施設の開設期間の管理運営（５月１日から 10 月 31 日まで） | 交通安全教育施設開設期間中の施設内管理運営、来園者対応。 | 期間中毎日実施（月曜休み。月曜が休日に当たる場合は、休日の翌日休み） |
| 交通安全教育施設の閉設期間の管理運営（11月１日から４月30日まで） | 交通安全教育施設閉設期間中の施設内管理、巡回。 | ２週間に１回程度実施 |
| 樹木の剪定業務 | 施設区域外に伸びた樹木の剪定及び模擬道路等の利用に支障をきたす小枝の剪定（高さ３ｍを確保）。 | 市の指示により年１回６月に実施 |
| 花壇整備 | 花苗300株。 | ５月末日までに実施 |
| 施設敷地内及び周辺の清掃及び落葉処理 | 施設の環境及び景観保持のため年４回施設内の清掃を概ね次の日程により実施。<br>１回目: ５月上旬から中旬<br>２回目: ７月上旬から中旬<br>３回目: ９月上旬から中旬<br>４回目:10月下旬から11月中旬 | |
| 草刈業務 | 緑地の草刈り。 | ６月中旬と９月中旬に実施 |

別紙２

# 交通安全教育施設日常管理業務

| 時間区分 | 業務項目 | 業務内容 | 備考 |
|---|---|---|---|
| １開設期間<br><br>(1)開場時 | 交通教育施設の清掃整理業務（管理棟を含む)） | ①　トイレ清掃（野外トイレ３基の清掃と消毒を行う）<br>②　施設内のゴミ清掃（交通安全教育施設図に示す、敷地内全域 20,626.78㎡ の紙くず等を開設日に毎日行う）<br>③　管理棟１階の収納庫の整理整頓（開設日に毎日行う） | 管理棟２階の清掃は不要 |
| | 開場　管理運営 | ①　ゴーカート及び自転車の貸出、収納等<br>②　施設内管理（利用者の安全管理等） | |
| (2)閉場時 | | ①　使用時間外の信号機及び管理棟の電気消灯確認<br>②　管理棟、信号機の施錠の確認<br>③　その他施設内確認 | |
| ２閉設期間 | | ・定期巡回点検(２週間に１回程度) | |

別紙３

千歳市等の事業･行事等に関する協働業務

| 業務項目 | 業務内容 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 交通安全フェア | 市民に憩いの場を提供し、遊びを通して、親子で楽しみながら交通安全意識の高揚と交通道徳の涵養を図ることを目的として、自転車競技、死角体験、シートベルト効果体験（ＪＡＦ）、ドライビングシュミレーターなどを交通公園内で実施する。 | 毎年９月頃<br><br>※平成28年度は９月24日（土）13時から15時まで実施予定<br>（雨天中止） |

別紙4

# 交通公園年間利用者数

| 年度 | 団　体 | 個 | 人 | | | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 幼　児 | 小学生 | 一　般 | 小　計 | |
| 24 | 2,327 | 2,925 | 3,917 | 4,131 | 10,973 | 13,300 |
| 25 | 1,753 | 4,306 | 3,731 | 5,300 | 13,337 | 15,090 |
| 26 | 1,790 | 3,434 | 6,932 | 6,102 | 16,468 | 18,258 |

別紙５

# 電力契約及び使用実績

## １　概要

（１）需要場所　　千歳市花園１丁目 28 番地
（２）業種及び用途　　官公署（事務所）
（３）電力供給者　　北海道電力(株)

## ２　仕様

（１）契約種別
　　低圧：従量電灯Ｂ

（２）契約電力及び年間使用電力量実績
　①　契約電力　30A
　②　年間使用電力量実績（月別内訳　H26.10～H27.9）

| | | 電気使用量<br>Ｋｗ | 電気使用料金<br>円 |
|---|---|---|---|
| H26 | 10 | 251 | 7,373 |
| | 11 | 105 | 3,557 |
| | 12 | 45 | 2,094 |
| H27 | 1 | 92 | 3,278 |
| | 2 | 99 | 3,353 |
| | 3 | 101 | 3,360 |
| | 4 | 257 | 7,988 |
| | 5 | 306 | 9,381 |
| | 6 | 291 | 8,831 |
| | 7 | 237 | 7,258 |
| | 8 | 222 | 6,864 |
| | 9 | 242 | 7,510 |
| 計 | | 2,248 | 70,847 |

別紙　6

# 交通安全教育施設備品一覧表　（H27 年 11 月 1 日確認）

| 備品番号 | 品名（購入月日） | 品質・規格 | 定数 | 単位 | 使用場所 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ａ－０ｂ－００２<br>０６－０００３ | 自転車（H18.10.4） | ミヤタ　FV165ブルー自転車 | 2 | 台 | 交通安全教育施設<br>（交通公園） | 財団法人空港環境整備協会寄贈 |
| Ａ－０ｂ－００２<br>06－０００4 | 自転車（H18.10.4） | ミヤタ　FV165ピンク自転車 | 1 | 台 | 〃 | |
| Ａ－０ｂ－００２<br>０６－０００６ | 自転車（H18.10.4） | ミヤタ　FV185ブルー自転車 | 4 | 台 | 〃 | |
| Ａ－０ｂ－００２<br>０６－０００７ | 自転車（H18.10.4） | ミヤタ　FV185ピンク自転車 | 1 | 台 | 〃 | |
| Ａ－０ｂ－００２<br>０６－０００８ | 自転車（H18.10.4） | ミヤタ　FV185オレンジ自転車 | 8 | 台 | 〃 | |
| Ａ－０ｂ－００２<br>０６－０００９ | 自転車（H18.10.4） | ミヤタ　FV205ブルー自転車 | 6 | 台 | 〃 | |
| Ａ－０ｂ－００２<br>０６－００１０ | 自転車（H18.10.4） | ミヤタ　FV205ピンク自転車 | 6 | 台 | 〃 | |
| Ａ－０ｂ－００２<br>０６－００１１ | 自転車（H18.10.4） | ミヤタ　FV205オレンジ自転車 | 4 | 台 | 〃 | |
| Ａ－０ｂ－００２<br>０６－００１２ | 自転車（H18.10.4） | ミヤタ　FV226ブルー自転車 | 1 | 台 | 〃 | |
| Ａ－０ｂ－００２<br>０６－００１３ | 自転車（H18.10.4） | ミヤタ　FV226ピンク自転車 | 1 | 台 | 〃 | |
| Ａ－０ｂ－００２<br>０６－００１４ | 自転車（H18.10.4） | ミヤタ　FV226オレンジ自転車 | 1 | 台 | 〃 | |

# 交通安全教育施設備品一覧表　（H27 年 11 月 1 日確認）

| 備品番号 | 品名（購入月日） | 品質・規格 | 定数 | 単位 | 使用場所 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ａ－０ｂ－００２<br>０８－０００５ | 自転車（H21.2.09） | パナソニックＢ－ＣＮＳ６１６<br>２６インチ | ５ | 台 | 交通安全教育施設<br>（交通公園） | |
| Ａ－０ｂ－００２<br>０８－０００６ | 自転車（H21.2.09） | パナソニックＢ－ＣＮＳ４１６<br>２４インチ | ５ | 台 | 〃 | |
| Ａ－０ｂ－００２<br>０８－０００７ | 自転車（H21.2.09） | ミヤタ　FV２２７<br>２２インチ | ５ | 台 | 〃 | |
| Ａ－０ｂ－００２<br>０８－０００８ | 自転車（H21.2.09） | ミヤタ　FV2０７<br>２０インチ | １０ | 台 | 〃 | |
| Ａ－０ｂ－００２<br>０８－０００９ | 自転車（H21.2.09） | ブリヂストンEKF１８<br>１８インチ | ５ | 台 | 〃 | |
| Ａ－０ｂ－００２<br>０８－００１０ | 自転車（H21.2.09） | ブリヂストンEKF１６<br>１６インチ | ５ | 台 | 〃 | |
| Ａ－０ｂ－００２<br>０８－００１１ | 自転車（H21.2.09） | サカモトテクノＳＡ－１４Ｌ－Ｍ<br>Ｂ１４インチ | ５ | 台 | 〃 | |
| Ａ－０ｂ－００２<br>０８－００１２ | ゴーカート（H21.3.19） | ミゼッテイ工業　Ｍ３９型 | ８ | 台 | 〃 | |
| Ａ－０ｂ－００２<br>０８－００１３ | ゴーカート（H21.3.19） | ミゼッテイ工業　Ｍ５０型 | ６ | 台 | 〃 | |
| Ｂ－０c－００５<br>０８－０００００５ | 保管庫（床コンパネ張り、スロープ含む）<br>（21.3.19） | スズランガレージＲＶ－５６型 | １ | 棟 | 〃 | |

自転車７５台　ゴーカート１４台　保管庫１棟

別紙７

# 交通安全教育施設（交通公園）の概要

（１）開設日：昭和 53 年 10 月 20 日
　　※昭和 53 年 11 月 4 日（オープンセレモニー）

（２）所在地：花園 1 丁目 27-28 番地（花園１丁目６番）

（３）敷地面積：20,626.78 ㎡　（北海道防衛局所有地）
　　※うち交通安全教育施設設備設置等許可面積　6,452.78 ㎡
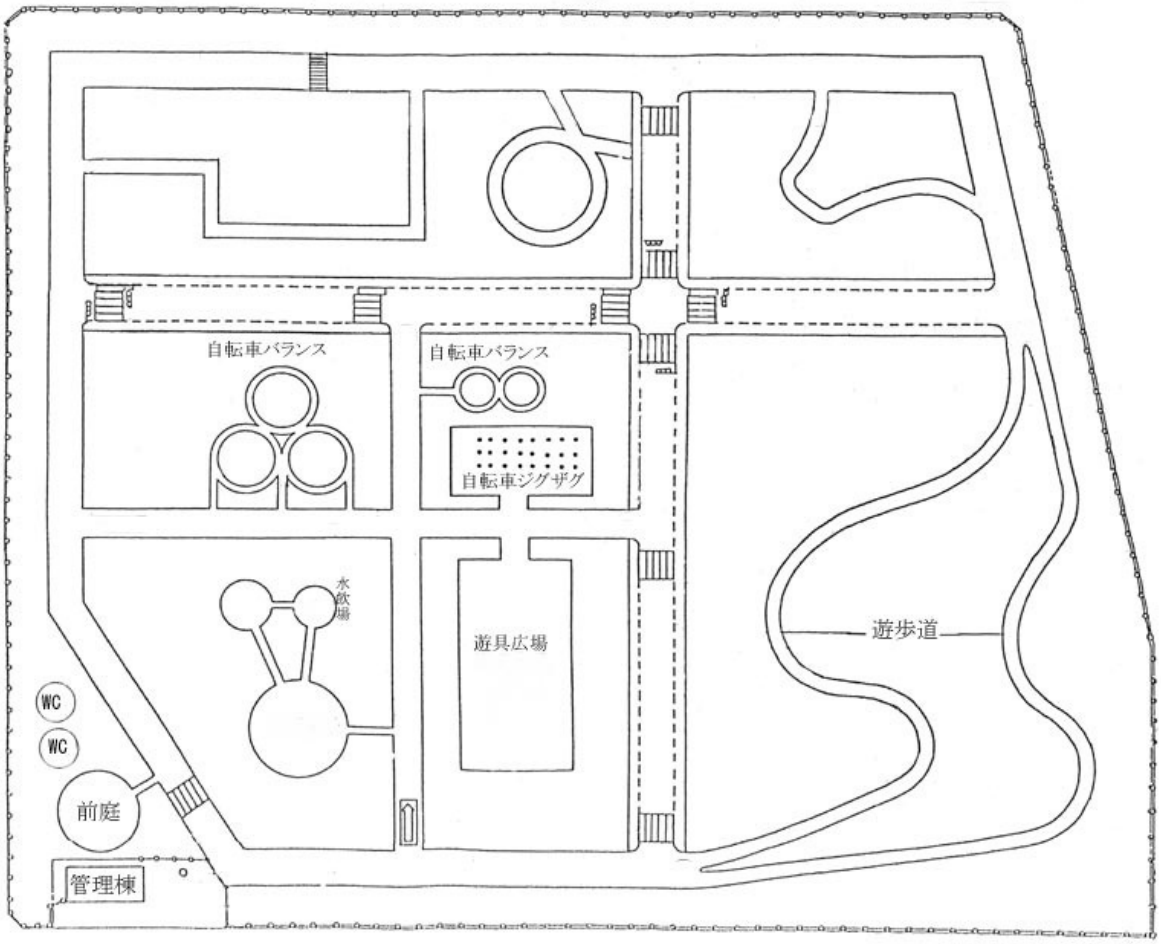
交通安全教育施設（交通公園）概要図